

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 趣旨

令和8年5月7日に地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）の一部を改正する政令が公布・施行され、葬祭補償の額が改正されたことに伴い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条に基づく条例による補償を受けべき非常勤職員等についても同様の措置を講ずるため、愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成19年広域連合規則第13号）の一部を改正するもの。

2 改正内容

第13条に規定する葬祭補償の定額部分を31万5,000円から33万円に引き上げる。

3 施行日

公布の日

4 経過措置

改正後の第13条の規定は、令和8年4月1日以後に支給事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に生じた葬祭補償については従前の例による等